(平成5年4月1日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、国保人間ドック(生活習慣病予防検診)(以下「国保人間ドック」という。)を実施することにより、各務原市国民健康保険の被保険者に対する保健事業として、疾病の予防及び早期治療並びに健康管理の推進を図るとともに、被保険者の健康管理に対する自覚を深め、健全な保険給付事業に寄与することを目的とする。

(検診対象者)

- 第2条 検診の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 当該年度の末日現在において19歳以上の者で、検診日において75歳未満の 被保険者であるもの
  - (2) 当該年度に各務原市が行う健康診査(特定健康診査及びヤング健診)を受けて いない者
  - (3) 当該年度に各務原市国民健康保険健康診査料助成要綱(平成24年3月22日 決裁)の規定による助成を受けていない者
  - (4) 検診日において入院し、又は妊娠していない者

第3条 検診の実施機関は、市長が委託した保険医療機関(以下「協力医療機関」という。)とする。

(検診の実施期間)

(検診の実施機関)

第4条 検診の実施期間は、毎年度6月1日から翌年の2月末日までとする。

ただし、協力医療機関の休診日には実施しない。

(検診日の決定)

第5条 受診者は、協力医療機関に国保人間ドック受診券を提出し、検診日を協力医療機関との間で決定するものとする。

(検診の費用)

- 第6条 受診者は、検診の費用として第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除 した額を負担しなければならない。
  - (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に規定する療養に要する費用の 額の算定方法を基準とした算出費用額(以下「検診費用額」という。)

(2)検診費用額の8割を超える額で市長が認めた額 (譲渡等の禁止)

第7条 検診を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(検診結果の報告)

第8条 検診の結果は、協力医療機関が国保人間ドック結果通知書(以下「結果通知書」という。)により受診者に報告するとともに、市長に検診日の翌月の10日までに報告しなければならない。

(受診者の義務)

第9条 受診者は、協力医療機関の結果通知書に基づく医師及び各務原市の指導を尊重し、自ら積極的に健康管理に努めなければならない。

(調査等)

第10条 市長が必要と認めた場合は、受診者に対して文書の提出若しくは説明を求め、又は必要な指示をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月25日決裁)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年5月29日決裁)

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則(平成8年5月24日決裁)

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則(平成17年5月18日決裁)

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成20年5月14日決裁)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成24年4月27日決裁)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成26年2月12日決裁)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成30年4月11日決裁) この要綱は、平成30年6月1日から施行する。